

盛岡市外部監査契約に基づく監査に関する条例について

平成16年2月23日

総務部

1 制定の趣旨

外部監査制度は、平成9年6月の地方自治法改正により制度化され、都道府県、政令市及び中核市には、外部監査のうち包括外部監査の実施が義務付けられており、それ以外の地方公共団体は、条例に定めることにより本制度を導入できることとされている。本市においては、監査機能の専門性と独立性を一層強化し、市政運営の透明性の向上と行財政改革の推進を図るため、平成16年度から外部監査制度を導入したいと考えていることから、制度の導入に必要となる条例を制定しようとするものである。

2 制定内容

中核市以上に実施が義務付けられている包括外部監査を導入するほか、各地方公共団体の自主性に委ねられ、任意に導入できるとされているものも含めて導入するものである。

- (1) 包括外部監査を受けることとすること。
- (2) 包括外部監査の対象に財政援助団体等を含めること。
- (3) 個別外部監査ができることとすること。

包括外部監査： 監査委員が行う監査のうち財務監査の範疇から特定の事件を外部監査人自らが選択し、毎会計年度1回以上監査するもの。

個別外部監査： 住民の請求による事務監査、議会の請求又は長の要求による事務監査、長の要求による財政援助団体等監査及び住民監査請求監査について、監査委員監査に代えて外部監査人が監査するもの。

財政援助団体等： 市が補助金・交付金等の財政的援助を与えている団体、資本金・基本金等の4分の1以上を出資している法人、借入金の元金又は利子の支払いを保証している法人等及び公の施設の管理を行わせているもの。

3 施行期日

平成16年4月1日